

定例教育委員会

議

案

議案第18号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

令和元年10月21日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

議案第19号

丸岡城調査研究委員会設置要綱の一部改正について

丸岡城調査研究委員会設置要綱の一部改正について、次のとおり承認を  
求める。

令和元年10月21日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

丸岡城調査研究委員会設置要綱の一部を改正する要綱

令和元年 月 日  
坂井市教育委員会告示第 号

丸岡城調査研究委員会設置要綱（平成27年坂井市教育委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（専門部会）

第7条 委員会に、第2条の規定する事項について調査研究を行わせるため、次の専門部会を置く。

（1）構造部会

（2）史跡部会

（3）保存活用部会

2 専門部会の部会員は、委員のうちから会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置く。

附 則

この告示は、令和元年11月1日から施行する。

丸岡城調査研究委員会設置要綱(平成27年坂井市教育委員会告示第17号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p><u>(専門部会)</u></p> <p><u>第7条 委員会に、第2条の規定する事項について調査研究を行わせるため、次の専門部会を置く。</u></p> <p><u>(1) 構造部会</u></p> <p><u>(2) 史跡部会</u></p> <p><u>(3) 保存活用部会</u></p> <p><u>2 専門部会の部会員は、委員のうちから会長が指名する。</u></p> <p><u>3 専門部会には部会長を置く。</u></p> <p>(庶務)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(その他)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p>	<p>(庶務)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(その他)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p>